

「奈良県地域発注者協議会(第3回)※1の開催について」

1. 協議会の目的

奈良県内における近畿地方整備局、県、市町村の公共工事の各発注者において、「発注関係事務の運用に関する指針」※2を踏まえた発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施を図り、もって奈良県内における公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的として開催しました。

※1 第1回：平成27年3月16日開催、第2回：平成27年10月30日開催

※2 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（H26.6.4改正）（品確法）」第22条に基づき、平成27年1月30日に開催された公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、関係省庁申合せとしてとりまとめられた。

2. 開催日時

平成28年10月18日(火)
14:00～15:35

3. 開催場所

奈良商工会議所 大ホール

4. 参加者(66名)(内委員49名)

《県(県土マネジメント部)》

県土マネジメント部長、
奈良土木事務所長
建設業・契約管理課長、技術管理課長 他

《近畿地方整備局》

企画部総括技術検査官、奈良国道事務所長他
関係5事務所所長 他

《市町村》

県内38市町村担当課長 他



5. 協議会の主な概要

①近畿ブロック発注者協議会の取組みについて

②奈良県地域発注者協議会の取組みについて

・「品確法」の改正により、平成27年1月30日に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」に示されている以下の点について、今後、重点的に取り組むことを各発注者間で確認しました。

① 適正な予定価格と工期の設定について

② 適切な設計変更について

③ 工事成績評定制度の導入について

④ 入札契約方式の選択(総合評価方式の推進)について

⑤ 施工時期等の平準化について